

令和 8 年度美咲町障害者就労支援施設等からの物品調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「優先調達法」という。）第 9 条の規定による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針を次のとおり定めます。

1. 適用範囲

この方針は、町長部局、教育委員会、議会事務局、各種行政委員会の事務局及び全出先機関に適用します。

2. 対象となる施設等及び物品等

この方針の対象施設等は、その所在地又は住所が町内にある、優先調達法第 2 条第 4 項の障害者就労施設等で、別表の施設とします。また、対象となる物品等は、対象施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）とします。

3. 調達の目標

令和 8 年度は、前年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標として設定します。

4. 調達方針の推進

障害者就労施設等への発注に関しては、町内の障害者就労施設等が提供することが可能な物品等の調達を推進することとし、庁内部各部署へ情報提供し、可能な限り障害者障害者就労施設等への発注へ努めます。

5. 調達の推進のための取組

(1) 調達にあたっての基本的な考え方

物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの随意契約の活用も含めた調達の可能性について検討します。また、調達の実施にあたっては、町の調達に関する他の施策との調和を図るとともに、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとします。

(2) 随意契約方式の活用等

各部局等は、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするなど、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令など関係規定に従い、随意契約方式を活用しながら障害者就労施設等からの調達を行います。

(3)共同受注組織等の活用

共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととし、共同受注窓口である岡山県セルフセンターを介した調達の推進に努めます。

(4)障害者就労施設等への配慮

各部局等は、障害者就労施設等に対して、調達情報の提供に努めます。また、障害者就労施設等からの調達を行うに当たっては、可能な限り、その仕様を明確化するとともに、障害者就労施設等の特性に配慮した納期の設定に努めます。

(5)障害者就労施設等に対する情報提供

福祉しあわせ課は障害者就労施設等が提供する物品等の情報を収集し、各所属に情報提供を行います。

6. 調達実績の取りまとめと公表

福祉しあわせ課において、次年度の調達方針に反映できるよう、会計年度終了後に調達実績を取りまとめ、公表します。

7. 調達方針の担当窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉しあわせ課とします。

○ 令和7年度の美咲町における調達実績

- ・ 物品 76,210 円
- ・ 役務 838,880 円

別 表

事業所名称	事業所住所
ワークみさき	美咲町原田 995 番地
さくらの実	美咲町打穴里 1644 番地 1
あなぐま舎	美咲町中 3088 番地 1
ひかり学園 さつきの丘	美咲町書副 182 番地 2
障がい者支援施設さやかなる苑	美咲町書副 182 番地 4
みさき福祉園	美咲町原田 260 番地

対象となる物品等【物品・役務の品目分類】

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、 コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金 工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、 各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物 台、 プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の 物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、 封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、 おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー） 資源回収・分別、ホームページ作成、プログラミング、データ 入力・集計、テープ起こし、飲食店等の運営 など